

四 第42条の5～第48条《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42の5～48(共)－1 <u>措置法第42条の5第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで、第44条の9から第45条の3まで及び第46条の2から第48条までの規定</u>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共)－2 <u>法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の5第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで及び第44条の9から第48条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項及び第68条の16から第68条の36までの規定を含む。)</u>による特別償却等..... .....<u>措置法第52条の2第1項(同法第68条の40第1項を含む。)</u>に規定する特別償却不足額若しくは<u>措置法第52条の2第4項(同法第68条の40第4項を含む。)</u>に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る<u>措置法第52条の3の規定(同法第68条の41の規定を含む。)</u>による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の5～48(共)－3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42の5～48(共)－1 <u>措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項、第43条から第45条の3まで及び第46条の2から第48条までの規定</u>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共)－2 <u>法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項及び第43条から第48条までの規定による特別償却等</u>..... .....<u>措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額又は同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき(これらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立不足額として処理した場合を含む。)</u>は、.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の5～48(共)－3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第</p>

3号まで、中小企業経営革新支援法第2条第1項第1号から第3号まで、…  
……………中小小売商業振興法第2条第1項第1号から第3号まで及び中  
小企業流通業務効率化促進法第2条第1項第1号から第3号までに規定する  
「常時使用する従業員の数」の意義については、42の4－9の取扱いを準用  
する。

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

42の5～48(共)－4 措置法第42条の5、第42条の7から第44条の2まで、第  
44条の4から第44条の7まで、第44条の9から第45条の3までの規定………

(注)1 ……………措置法第42条の11第1項……………

(1) ……………

(2) ……………

2 ……………

(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)

42の5～48(共)－5 繰越税額控除限度超過額(措置法第42条の5第4項、第  
42条の7第5項、第42条の8第5項、第42条の9第3項、第42条の10第5項  
又は第42条の11第5項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同  
じ。)……………

3号まで、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第2条第5項第1号か  
ら第3号まで、中小企業経営革新支援法第2条第1項第1号から第3号ま  
で、……………中小小売商業振興法第2条第1項第1号から第3号ま  
で、中小企業流通業務効率化促進法第2条第1項第1号から第3号まで及び  
漁業再建整備特別措置法第2条に規定する「常時使用する従業員の数」の意  
義については、42の4－9の取扱いを準用する。

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

42の5～48(共)－4 措置法第42条の5から第45条の3までの規定………  
………

(注)1 ……………措置法第42条の12第1項……………

(1) ……………

(2) ……………

2 ……………

(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)

42の5～48(共)－5 繰越税額控除限度超過額(措置法第42条の5第4項、第  
42条の6第5項、第42条の7第5項、第42条の8第5項、第42条の9第3  
項、第42条の10第4項又は第42条の12第5項に規定する繰越税額控除限度超  
過額をいう。以下同じ。)……………